

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第四号）

改 正 案	現 行
<p>（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポートジャー）</p> <p>第五十二条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十二号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）により保証されたエクスポートジャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（株式会社産業再生機構により保証されたエクスポートジャー）</p> <p>第五十二条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。）により保証されたエクスポートジャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2 （略）</p>